戸籍は訂正できる

届出は正確に
一時的の便宜は問題のもと

◇身分関係の公証制度◇

戸籍は私たち国民の出生、死亡、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁その他の身分関係を登録し公証する制度である。いいかえれば日本国民全部の出生から死亡に至るまでの身分上の重要事件を届出の順序にしたがって、戸籍簿に記録する制度であるということができる、そしてその戸籍の記載によってわれわれが誰の夫（妻）であるか、誰の親であり、子であるかと……などの身分の関係が公証されるのである。この戸籍によって明らかにされた身分関係は、われわれ国民の私生活ひいては社会生活上きわめて重要な意味をもつものである。たとえば親子間における子の監護および教育に関する権利義務、夫婦間における同居、相互扶助に関する権利義務、その他親族相互における相続人の範囲および相続分などはすべて個々の人の身分関係によって定まるのである。このようにわれわれ社会生活における各方面にわたっているのである。

戸籍がわれわれ国民の身分関係を公証する使命を持つものである以上、その制度の本質として、たとえ事実に反する戸籍の届出でもそれが受理せられ戸籍に記載された事項は真実に合致しているものとして一応推定がなされるのである。したがってたとえば甲乙夫婦の間に出生した子供丙を丁戊夫婦の間に出生した子として虚偽の出生届をするとか、あるいは「昭和三十二年四月五日生」の子を「昭和三十二年四月一日生」として誤った出生届がなされ、それが戸籍に記載された結果は事実上は間違って記録を受けることとなるのです。

そしてこの戸籍の記載は前述のように人の身分関係に多く権利義務の行使に重大な影響を与え、たとえば前例の甲乙夫婦の子として出生した丙が甲の死亡による遺産相続をしようとする場合、戸籍上丁戊の子として記載されている以上丙は甲の相続人であることを主張することが事実上困難となるし、また反対に丙が死亡したような場合甲又は乙は丙の相続人たることを容易に主張することができない状態に置かれるのである。

このようにたとえ真実に反する身分関係でも一たんそれが戸籍に記載された以上、その後においても本来正当なるべき権利義務の行使に重大な支障を生ずることとなるのみならず、戸籍はこれを公開し、だれでも戸籍簿の閲覧、謄（抄）本の交付を受けることにされているのであるから戸籍制度はこれを利用する第三者にとっても重大な利害関係をおよぼすものである。

これを社会福祉法関係に一つの例をとってみても満十五才に満たない児童には酒席に侍する行為を業務としてさせる行為をさせたり、したりすることができないよう規定されておるが、この禁止をおかして満十五才に達しない児童を雇用し、このような行為をさせたとすればもちろんこの処罰規定が適用せられるのであるが、たまたまその児童の戸籍上の年令が出生届出の際における錯誤などによって満十五才に達している記載がされており雇主が、その児童の戸籍の記載により年令を確認していたとすれば、その過失は処罰からまぬがれることになり要するに戸籍の記載を真実と思ってした行為には過失がないということになるのである。

戸籍訂正の手續と態稱

しかし戸籍の記載は人の身分関係を確定する効力を有するものではないから、その記載事項が真実に反するものであれば反証を挙げて覆えすことができるが一たん戸籍に記載された以上たとえそれが真実に反する事項でも、その記載はいちおう真実に合致するものとして扱われることとなり、国民一人一人の権利義務の行使はもとより、第三者の利害に重大な影響をおよぼしているのであるから一たん記載された戸籍の記載は単なる行政的な判断や関係者の任意な意思によってかるがるしく訂正することは、許されず慎重かつ厳正に行わなければならないとされており、戸籍法にはこれに関する手続きが規定されている。その概略を説明してみよう。

戸籍法第二十四条には

「戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない、但しその錯誤又は遺漏が市町村長の過誤によるものであるときはこの限りでない。

前項の通知をすることができないとき又は通知をしても戸籍訂正の申請をする者がないときは、市町村長は監督法務局又は地方法務局の長の許可を得て戸籍の訂正をすることができる前項但書の場合も同様である。」

裁判所その他の官庁、検察官又は吏員がその職務上戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを知ったときは遅滞なく届出事件の本人の本籍地の市町村長にその旨を通知しなければならない。

第一項の規定は戸籍の記載に法律上許されないもの又は錯誤もしくは遺漏の記載があれば、したがってかかる記載は速かに是正されなければならないのであるが戸籍の記載についてもっとも強い利害関係を有する者は当該戸籍に記載された者および戸籍の届出をした者であるから戸籍に不適法または真実に合致しない記載のあることが発見されたときには、その戸籍を保管している市町村長からまず右の者にそのことを通知して、その者に戸籍訂正の申請をさせようとする趣旨である。もっともこの錯誤または遺漏が市町村長の過誤によるものであるときには届出人などに訂正申請をさせることは当を得ないので、この場合には市町村長の責任において訂正すべきものとされている。

第二項の規定は右の通知をすることができないか、または通知をしても戸籍訂正の申請をする者がない場合において、その申請がないからといって放置することは身分関係を公証する戸籍制度の目的に反するのでかかる場合には市町村長が戸籍事務を監督する法務局または地方法務局の長の許可を得て職権で戸籍訂正ができる道を開いているのである。

もっともこの市町村長の職権による戸籍の訂正は、その訂正が親族相続法上重大な効果をおよぼさない軽微な誤りについてのみ許されているのであってすべての場合に訂正できる職権にはなっていないのである。

戸籍法第百十三条には

「戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、利害関係人は家庭裁判所の許可を得て戸籍の訂正を申請することが出来る。」

「元来戸籍の訂正は原則として戸籍の届出をした者、事件本人および利害関係人の意思に基いてなさるべきものとして規定が置かれたのである。しかも戸籍訂正の結果が人の身分関係に重大な影響をおよぼすことからして、これらの者の任意な意思のみによって訂正することは許されず事前に家庭裁判所の許可を受けるべきものとされているのである。本条による訂正申請をする者は戸籍の記載について利害関係を有する者、すなわち戸籍の届出人すなわち事件本人その他身分上何らかの利害関係を持つ者であればよいことになっている。

なお本条の規定によって訂正できる事項は親族法・相続法上重大な影響をおよぼさない事項に限られており、たとえば他人の子を自分の子として出生届をしたのち真実の親に戸籍を訂正するとか婚姻無効、離婚無効等を理由とする訂正の如きは本条の手続きによることはできない。本条による訂正事項はもっぱら出生年月日とか、死亡者の名を届出に誤記したため生存者について死亡の記載がなされている場合等の単純な事実に関する訂正について多く活用されている。

戸籍法第百十四条には

「届出によって効力を生ずべき行為について戸籍の記載をした後に、その行為が無効であることを発見したときは、届出人又は届出事件の本人は家庭裁判所の許可を得て戸籍の訂正を申請することができる。」

条本は届出によって効力を生ずべき行為すなわち婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁などのように法律上の効力を生ずる行為が無効である場合の訂正申請に関する規定である。

ここでいう無効の行為による戸籍の記載は前条でいう「戸籍の記載が法律上許されないものであること。」または「その記載に錯誤があること。」に該当するのであるが、特に本条を設けた理由は婚姻無効、養子縁組無効などによる戸籍訂正事件は、その事件の結果上戸籍訂正申請権者を当該届出事件の届出人または届出事件の本人に限定し、ひろく一般の関係人にまでおよぼすべきでないとしたためである。

なお本条の手続によって訂正できる事件は一般には、たとえば婚姻届出当時当事者の一方が死亡しており婚姻の無効が戸籍面上明白な場合であるとか転籍届、分籍届などのように身分関係にかかわりのない戸籍訂正事件に限られるものである。

戸籍法第百十六条には

「確定判決によって戸籍の訂正をすべきときは訴を提起した者は判決が確定した日から一ケ月以内に判決の謄本を添付して戸籍の訂正を申請しなければならない。

検察官が訴を提起した場合には判決が確定した後に遅滞なく戸籍の訂正を請求しなければならない。」

本条は前記二条の手続によって戸籍を訂正できる場合を除き嫡出子否認の裁判、父を定める裁判その他縁組無効、婚姻無効、親子関係、不存在確認事件などのように親族法上、相続法上重大な影響をおよぼすものについては、その身分関係の存在について確定判決を得た上で戸籍訂正の申請をすべきことを規定したものである。

戸籍訂正事件では親子関係存否確認の裁判に基くものが実務上もっとも多く見られ一般の関心も多いと思われるので本例について少しふれてみよう。

親子関係不存在確認の裁判に基く戸籍訂正申請には多くのケースがあるが、その内の一例として「甲男乙女は正式に結婚の式を挙げ親類から祝福されて結婚生活に入ったのであるが、未だ戸籍上の婚姻届をしていないうちに甲男は交通事故のため急死してしまったところが、当時乙女はすでに甲男の子を懐胎しておりその後丙男を出生した。」

この例で甲男、乙女は正式に婚姻届をしていないのであるから、法律上夫婦として認められず、また甲男死亡後において婚姻届をする方法も全くない。したがって丙男は実際上甲男乙女の子であるにもかかわらず法律上は乙女の嫡出でない子（法律上は父のない子）として扱われるのである。このような場合父死亡後三年以内であれば検察官を被告として母から認知の訴を提起し、その裁判があれば丙男の父を甲男とすることができたのであるがその手続を知らなかった母乙女は……

「丙男を嫡出でない子として出生の届出をなすことは情において忍びなかったので、同人の叔父夫婦に依頼しその二男として虚偽の出生届をしてもらい、戸籍に登載されたところが後日に至り種々の理由から丙男を真実の母乙女の子として戸籍の訂正をしなければならない事情が生じた。」

このような場合の戸籍訂正の方法は、まず母乙女から戸籍上の父母である叔父夫婦および丙男を相手方として叔父夫婦と丙男との間の親子関係が存在しないことの確認の審判を求める調停の申立をし、その審判を得たうえこれに基き戸籍訂正申請により叔父夫婦の戸籍から丙男の記載を全部消除し、しかるのち母乙女から改めて自分の子として正当な出生届をすればよいわけである。

しかし戸籍上の父母および子の双方またはその一方が死亡していたり、または実母も死亡しているようなときには手続上いろいろの問題があり戸籍の訂正をすることができない場合もあります。

このようにして戸籍法第百十三条および第百十四条の規定による戸籍訂正事件は先きに述べているとおり家庭裁判所の許可の審判を得た上で市町村長にその申請をしなければならないのであるが、右の許可の審判を申立する家庭裁判所は訂正をする戸籍のある本籍地を管轄する家庭裁判所である。

このように現行戸籍制度の建前は国民各自の届出を前提としているのであるから、事実に即した届出がすみやかになされ、それが正確に戸籍に記載されることが、もっとも望まれるのである。届出人その他の者の一時的な便宜や世間体をはばかるなどの理由によって事実に反する届出をするようなことがあってはならないのであって、このことは現行戸籍法、親族法、その他戸籍相続などの法規の随所に種々の問題を起している現状を見て一層その感を深くしているところである。（法務資料より）

〃御知存ですか?〃
米年からのメートル法を

昭和三十四年一月一日から、私たちの日常の計量が、（土地及び家屋については別に定められる日まで）すべて〃メートル法〃に切替えられることになります。

これは昭和二十六年六月に「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与すること」を目的とした「計量法」が制定されて、従来の〃尺貫法〃や〃ヤードポンド法〃は本年十二月三十一日までは使用することが認められて、その後はメートル法によらなければならないからです。

この法律にともなって計量器などは全部量目の販売を〃メートル法〃によるグラム制で販売をはじめておりますが、漸次一般小売店にもおよぶことと思いますが、少しでも早くこれに慣れることが日常生活の合理化のためにも必要だと思います。

◇メートル法の実施◇

すでに百貨店などではメートル法による販売が行われておりますが、一般商店でも行われてよいのではないでしょうか、細契に行わなければならないのは明年一月一日からではありますが、一般消費者のための切替えまでに日常生活の合理化に役立つものと思われます。

経済各業界の現在の取引状況より切替えの困難はありますが、現在の販売単位をグラム制やセンチメートル等に表示することによって取引にも便利になるのではないでしょうか。

〃〃〃〃〃
納税の方法は 納税組合を作りましょう

みなさんが国や町に納めておられる税金が遅れると延滞金をとられたり、ますます金がかさが多くなって納めにくくなるものです。

どうしても納めなければならない税金ですから、大体納税額もわかっていることでもあり、その納期までに日掛けや月掛けとして別にその金として貯蓄の用意をしておくことが、もっとも楽に納められることでしょう。

最近町内や隣組などで納税組合をつくって、おたがいに助け合って明るい楽しい日を送っておられます。ぜひこの組合を作ってみんな加入しましょう。

組合をつくる方法は役場税務課に御照会くだされば喜んで相談に応じます。

防火シナリオ懸賞募集

目　的・防火など火災保険の普及に役立つことを主題にしたものなら自由（三幕程度）

応募資格・どなたでも結構です。

期　限・昭和三十三年五月三十一日まで。

審　査・財団法人日本損害保険協会災害予防宣伝委員会。

発　表・昭和三十三年六月末日、保険毎日新聞、日本保険新聞、予防時報に発表し本人にも通知。

賞　金・入選作品 一等 一編 五万円　二等 二編各二万五千円

※入選作数の審査選外佳作を設けることもあります。

送り先・東京都千代田区神田淡路町二ノ九番地　財団法人日本損害保険協会災害予防部　防火シナリオ係あて

応募上の注意・入選作品の原稿は日本損害保険協会に帰属します。応募作品は返却しません。

印刷作品未発表のもの四〇〇字詰五〇枚程度、梗概をつけること。

作品には必ず住所、氏名、年令、職業を明記のこと。

京都府知事選挙　投票日　四月十一日　自午前七時　至午後六時　りっぱな首長